

平成 26 年 1 月 6 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 成田 和幸
(コード 1873 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 名 取 弘 文
T E L (03) 5215-9905

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 2 月 1 日 (土)

なお、変更後の売買単位による東京証券取引所における取引は、平成 26 年 2 月 3 日 (月) から開始されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
第 2 章 株式 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 2 章 株式 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 2 月 1 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 26 年 2 月 1 日 (土)

以上